

神奈川県 of 海岸保全基本計画策定について

1 趣旨

現在、神奈川県では海岸保全基本計画の変更を進めています。

本市では、横浜市地震防災戦略に基づき、津波対策として、平成 34 年度までに津波防護施設を整備することとしており、このたび港湾区域を所管する港湾局と連携しながら、当局が所管する漁港区域を含む本市案を県に提出します。

2 海岸保全基本計画について

(1) 海岸保全基本計画とは

海岸法に基づき海岸保全施設(※)を整備しようとする区域等を定める県の計画です。

※海岸保全施設…堤防、突堤、護岸、砂浜、その他浸水等を防止するための施設

(2) 海岸保全基本計画に位置付ける本市案の内容

項目	内容
ア 区域図面	市域の海岸全体を 海岸保全予定区域(※) として図示 【裏面参照】 ※海岸保全予定区域…海岸保全施設の整備を検討する区域
イ 海岸保全施設の設計水位	漁港区域：標高 2.71m 港湾区域：標高 2.71m～3.43m
ウ 海岸保全区域の指定や施設の整備	最新の知見による想定や、護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、必要な場所に海岸保全施設を整備する。
エ 海岸保全施設整備に関する基本的な事項	水際線の利用、海辺の賑わい、景観等に十分に配慮しながら、海岸保全施設の整備を進める。

3 今後の進め方（予定）

平成 27 年 12 月	県へ本市案を提出
平成 28 年 3 月頃	県によるパブリックコメント等の手続きを経て、海岸保全基本計画を変更
平成 28 年度以降	測量、設計、地権者・利用者調整等及び整備

区域図面

